

消費者被害注意報

No. 61

原野商法の被害者が狙われています

事例 私は、以前、原野商法(*)の被害にあい、売れる見込みのないただ同然の土地を保有している。ある日、Aという業者から電話があり、「あなたが所有している他県の山林を太陽光発電に利用したいという業者がいる。」と言われた。その後、来訪したAから「あなたの土地を300万円で売却するためには、手続きの都合上、こちらが所有する土地といったん交換する必要があるため、その手続きに関する費用として30万円必要だ。」と説明された。できれば売却したいと思っているが、信用できるか。



〈相談員のアドバイス〉

過去に原野商法の被害にあった消費者に対し、その土地が高く売れるようになったなどと言い、そのための測量や整地、又は新たな土地の購入などを勧める原野商法の二次被害に関するトラブルが増加しています。今まで処分したくてもなかなか売却できなかった土地を「買いたい人がいる」「高値で必ず売却できる」などのセールストークで勧誘し、価値のない土地を子供に残したくないと考える高齢者の親心につけ込むものが多く見られます。また、その勧誘の正当性の証にしようと、偽りの印鑑登録証明書や宅地建物取引主任者証の写しを提示する非常に悪質なものも見られます。

業者の説明をうのみにするのではなく、契約前に土地の所在する自治体や公的機関などに、不審な点がないか確認しましょう。また、契約をする際は、一人で判断するのではなく、家族や知人等に相談することも重要です。

万が一、新たな土地の売買契約や測量費などの名目で契約をしてしまった場合でも、クーリング・オフが可能な場合もあると助言しました。

(*)原野商法…将来、値上がりの見込みがほとんどないような山林や原野などの土地を値上がりする見込みがあるように偽って販売する悪質商法。1970~1980年代にかけて拡大した。

見守りのポイント

- かつて悪質商法の被害にあった方は、その情報が詐欺グループに流れているものと考え、二次被害につながる見知らぬ電話に対応しない、日頃から留守番電話設定にしておくなどの対策が必要です。
- 業者の話をするのみにせず、**不審な電話や訪問での勧誘には、「必要ない」「契約しない」**などきっぱりと断りましょう。

「おやっ？」と思ったら消費生活センターへ

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111